

(別紙)

報道各位

(1) 当日は、一般傍聴席とは別に、相当数の報道関係者用傍聴席を設置します。会場の都合上、報道関係者の傍聴は、1社につき1名としてください。

(2) 会場内での写真・ビデオの撮影は、職員の指示に従い、口頭審理開始直前の2分間（予定：午後2：00～2：02）のみとします。

この場合において、公平委員は着席するものの、被写体となることを望まない当事者や傍聴者は、撮影終了を待って着席します。

会場内への写真機、テープレコーダーの持込みや会場外へのスピーカーの設置は、上記時間を除き許可しません。また、上記時間が経過後は、機材撮影者は、機材とともに直ちに会場外へ退出してください。

(※報道傍聴者1名は、引き続き傍聴いただいてかまいません。)

(3) 駐車場は、市役所裏（JR側）駐車場などをご利用ください。